

## ○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第一から第五まで、別表第二号の二第一から第八まで、別表第二号の三第一及び第二、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第19条の23の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S I M	設備規則第19条の23の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S I M
設備規則第19条の5に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O 3	〔同左〕	〔同左〕
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
備考 表中「」の記号は注記をいふ。			